

鳥栖市への I T 企業の進出を補助します

◆補助内容

○オフィスを建てる場合

1. 事業の用に供する設備、機械及び装置を取得した場合

取得費用の 1 / 10 を初年度に交付 (限度額：1,500 万円)

2. 当該取得資産に対して課する

固定資産税相当額を 3 か年度交付

○オフィスを借りる場合 ※1と2の選択制

1. 事業所賃貸費用の

1 / 2 の額を 3 か年度交付 (限度額：1,000 万円)

または

2. 所有している事業の用に供する建物、機械及び装置並びに当該建物の敷地である土地に対して課する

固定資産税相当額を 3 か年度交付

◆条件

- 市内新規従業員者の数が3人以上

◆対象となる主な業種

- ・ソフトウェア業
- ・インターネット付随サービス業
- ・デジタルコンテンツ業

◆対象となる主な部門

- ・システム開発（受託含む）、改修
- ・システム運用管理、保守等

※対象となる業種であっても拠点が営業販売のみを行う場合は対象外となります。

■問い合わせ先

鳥栖市 商工振興課 企業立地係

Tel : 0942-85-3606 Fax : 0942-83-3095 メール : syoukou@city.tosu.lg.jp